

大船渡駅周辺地区 景観づくりガイドライン

みんなで心地良い暮らしの景観を考える
〈初版〉



暮らす人・過ごす人



外壁の色



背景の活用



看板の表示



そで看板



壁面看板



立看板



広告塔



緑の活用



沿道の緑化



壁面の緑化



オープンスペース（住）



オープンスペース（商）



垣・さく



夜間の照明



公共空間

平成29年11月
岩手県大船渡市

I. はじめに

- 1. はじめに P 1
- 2. 大船渡駅周辺地区の地区計画の概要（景観づくりに関する事項の抜粋） P 2
- 3. ガイドラインの目的等 P 3
- 4. 事前協議の手続き P 6

II. 景観づくりのポイント

- 1. 境界空間の景観づくり P 7
 - 1-1. 背景を空間の一部として利用する（借景） P 7
 - 1-1-1. 色彩に関する事項 P 7
 - 1-1-2. 屋外広告物に関する事項 P 12
 - 1-2. 緑（植栽）の使い方を工夫する P 14
 - 1-3. 建築物等の意匠・位置を工夫する P 16
 - 1-4. 須崎川親水護岸に隣接する街区づくりを工夫する P 18
- 2. 公共空間の景観づくり P 20



1. はじめに ～暮らす人々が考えつくる“心地良い暮らしの景観”とは～

景観とは、人々の暮らしをとりまく様々な環境が目に見える形として表れたものであり、そこには地域の暮らしや経済活動、歴史や文化、にぎわいや憩いといった人々の営みが色濃く反映されます。

JR大船渡線大船渡駅を中心とする大船渡駅周辺地区の場合、その景観は、大船渡湾を囲む丘陵や山、まちなかを流れる須崎川、暮らしを支える道路等の公共施設、民間の建築物や看板等のほか、そこで活動する人々により成り立っています。

地区の景観は、2011年3月11日に発生した東日本大震災による津波で一度流失しましたが、住民一人ひとり、個々の事業者、そして市が、身のまわりの景観に関心を持ち、日々の暮らしに景観の視点を取り入れて、良い景観はみんなで守り、残念な景観はみんな改善していくなど、それぞれでできる範囲において取り組むことにより、心地良い暮らしの景観を新たにつくることができます。

そのため、大船渡駅周辺地区の景観づくりにおいては、画一的な“きれい”で“整っている“まちにすることを指すのではなく、地区で暮らすみなさんが「自分や大切な人が心地良いと感じる景観」を考え、工夫し続けている状態にあることを目指し、市では、建築物の建築行為等の観点から、「工夫していただきたい基準」をガイドラインとしてまとめるに留め、地区で暮らすみなさんには、その考え方に則って、創意と工夫を発揮してもらうことを通じて、調和のとれた彩りとうるおいを感じられる生活空間を育てていただきたいと思います。

1人からはじまる工夫が、地区全体や次世代にまで共有される、又は、新たな工夫の種になることにより、津波に流されることのない、固有の地域らしさ（景観環境価値）を育むものと考えます。



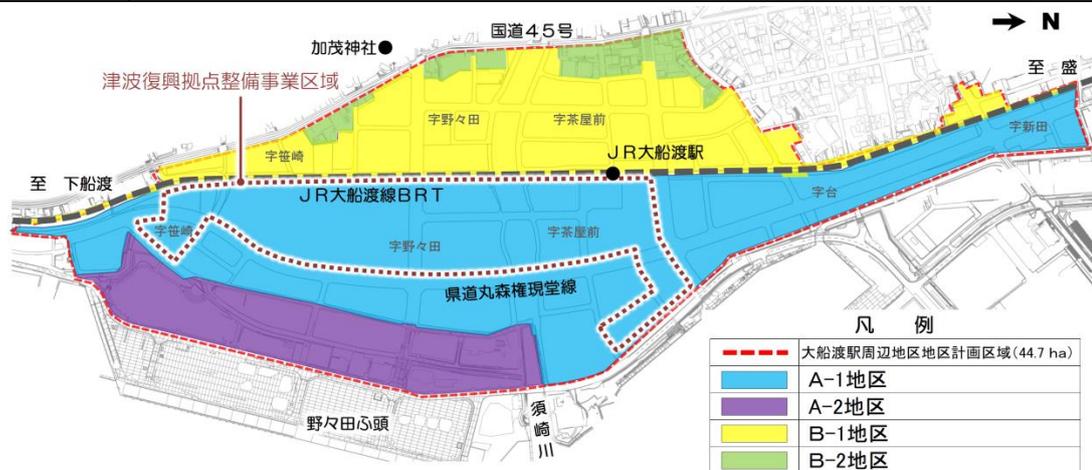


2. 大船渡駅周辺地区の地区計画の概要（景観づくりに関する事項の抜粋）

- ・市では、下図に示す大船渡駅周辺地区地区計画において、大船渡駅周辺地区の建築物等の形態・色彩・意匠や、垣又はさくの構造を制限するとともに、これらについて、一定要件に該当する建築物の建築行為等の際には、市と事前協議を行っていただく「事前協議制度」を設けています。
- ・事前協議では、大船渡駅周辺地区における景観づくりに関する方針を共有していくとともに、建築行為等における創意・工夫の取り入れ方について、確認・相談の場を設けることを目的としています。

1) 計画の区域及び面積

位置	・大船渡市大船渡町字新田、字台、字茶屋前、字野々田、字笹崎及び字永沢の各一部
面積	・約44.7ha



2) 景観形成に関すること

① 地区計画の目標

- ・本地区は、海と山を抱える恵まれた自然景観と調和した街並みを形成し、気仙地域の中心地として魅力ある広域商業業務拠点及び観光交流拠点の誘導並びに環境と共生し穏やかに暮らせる住環境の誘導を図ることを目標とする。

② その他当該区域の整備・開発及び保全の方針

- ・津波復興拠点整備事業区域、県道丸森権現堂線沿道区域（同県道に接する敷地）及び市道茶屋前線のうちJR大船渡線より東側の沿道区域（同市道に接する敷地）（※1）の建築物等（※2）並びに一定の大規模建築物等を「街並みづくりをけん引する景観資源」として位置づけ、建築行為等に先立ち市と協議する制度（事前協議制度）により個性ある美しいまちの形成に取組み、魅力ある中心市街地の形成を目指す。
- ・A-1地区及びA-2地区は、広域・近隣商業機能、観光機能、交流機能の集積を図り、商業業務系の土地利用を目指す。
- ・B-1地区及びB-2地区は、定住人口の確保を図るため、近隣商業・業務機能、低中層住宅の集積を図り、安心・安全で利便性の高い、うるおいのある良好な住居系の土地利用を目指す。国道45号線沿道は、地区の居住環境と調和した近隣商業・業務系の土地利用を目指す。

※1 津波復興拠点整備事業区域、県道丸森権現堂線沿道区域及び市道茶屋前線のうちJR大船渡線より東側の沿道区域を、以下「重点区域」といいます。

※2 建築物等とは、建築基準法に基づく建築確認又は計画通知が必要となる建築物又は工作物並びに岩手県屋外広告物条例に基づく許可が必要となる屋外広告物をいいます。



③ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

- ・建築物等の形態及び意匠は、良好な都市景観の形成に資するものとする。
- ・建築物等の外壁の色彩は、大船渡の山並み背景色に融和した落ち着いた色調とする。
- ・看板・広告物等の色彩は、大船渡の山並み背景色に融和した落ち着いた色調とし、刺激的な色彩又は装飾などにより景観風致を損ねるものは設置してはならない。
- ・点滅式及び動く光源の看板・広告物等は設置してはならない他、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないものとする。
- ・スピーカー等を設置する場合は、防災・安全上必要な場合を除いて、屋外に向けて設置してはならない。

④ 垣又はさくの構造

- ・道路に面する垣又はさく（門柱及び門扉は除く）を設置する場合は、次に掲げるものとしなければならない。
ただし、宅地地盤面より高さ60cm以下の腰積みを併設することを妨げない。

1) 生垣

2) 透視可能なフェンス等を設置する場合で上記と同等の機能を有するよう植栽により美観に配慮し、緑化に努めたもの。

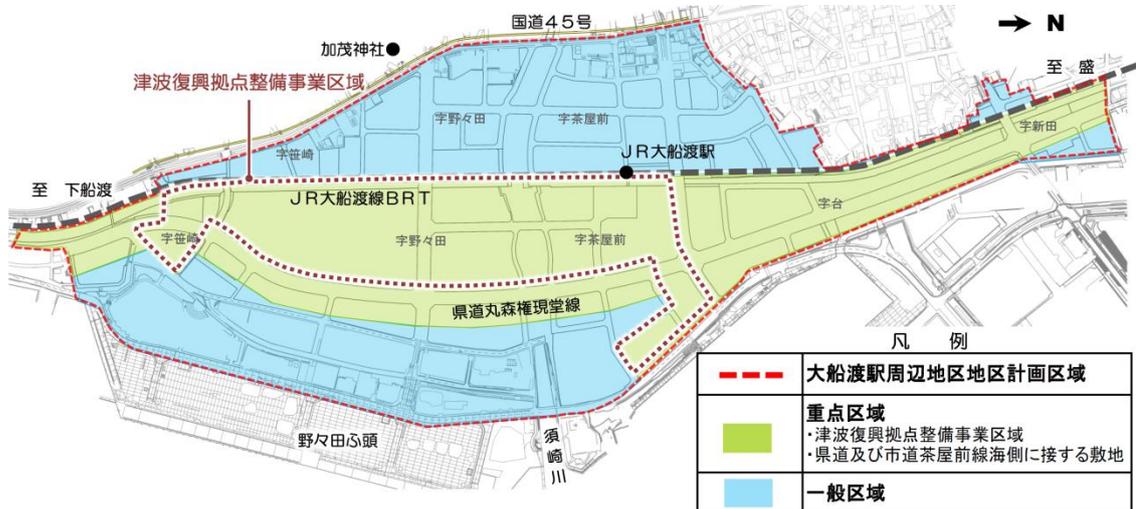
(3) 事前協議制度の対象となる建築物等

建築物の建築行為等をする敷地	事前協議の対象					
	建築物（※1）			工作物（※1）		屋外広告物（※2）
	高さ10m超	建築面積1,000㎡超	その他	高さ10m超	その他	
■重点区域 ・津波復興拠点整備事業区域内の敷地 ・県道丸森権現堂線沿いの敷地 ・市道茶屋前線沿いの敷地（JR大船渡線より海側）	○	○	○	○	○	○
■一般区域 ・重点区域以外の区域	○	○	×	○	×	○

※1 建築基準法に基づく建築確認又は計画通知が必要となる建築物又は工作物

※2 岩手県屋外広告物条例に基づく許可が必要となる屋外広告物

【重点区域と一般区域の範囲】



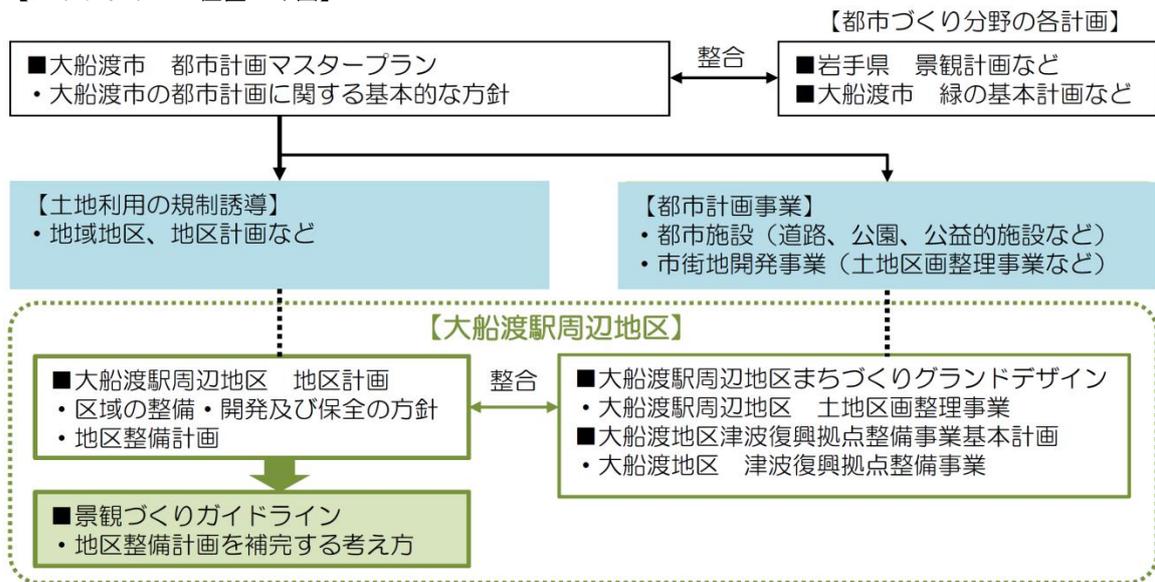


3. ガイドラインの目的等

(1) ガイドラインの目的

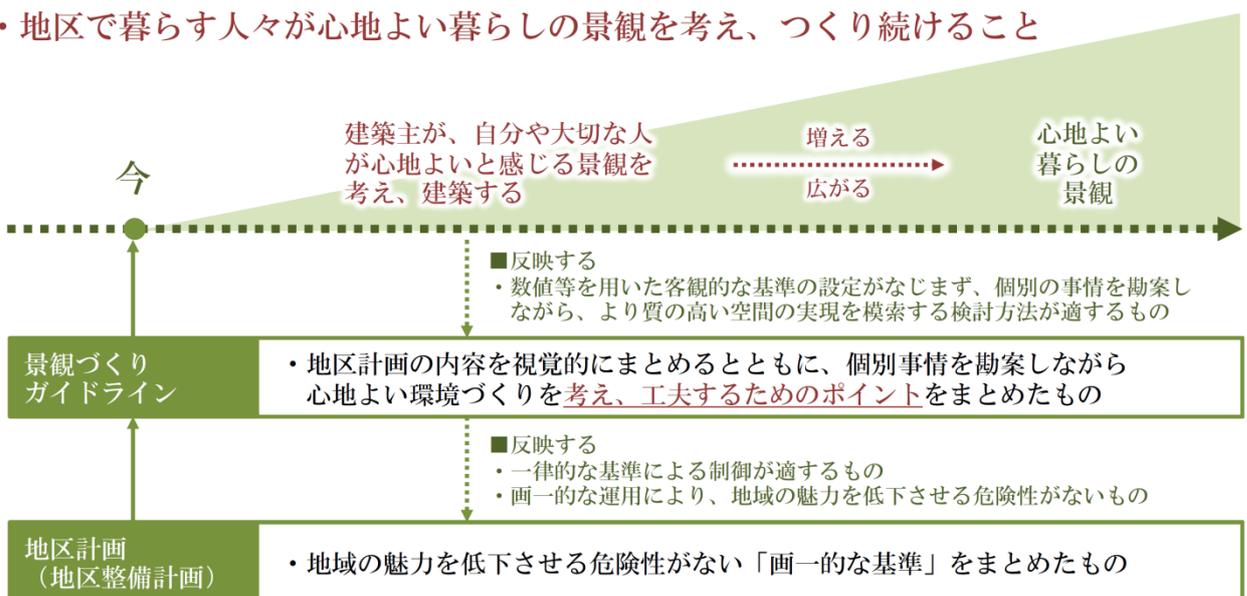
- ・本ガイドラインは、地区で暮らす人に「自分や大切にしている人が心地良いと感じる景観」を考え、建築物の建築行為等を行っていただけるよう、大船渡駅周辺地区地区計画に定める建築物等に関する形態や色彩、意匠、垣又はさくの構造の基準について、考え方やポイントを解説し、まとめたものです。
- ・事前協議制度の対象となる建築物等はもちろん、対象外の建築物の建築行為等の際にも、ぜひご活用いただきたいと考えています

【ガイドラインの位置づけ図】



【大船渡駅周辺地区の景観の将来展望】

・地区で暮らす人々が心地よい暮らしの景観を考え、つくり続けること

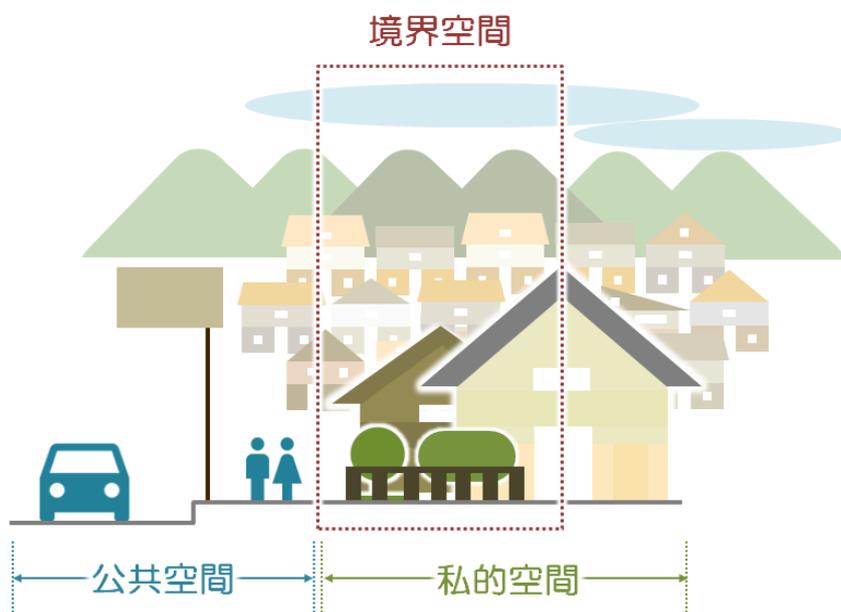




(2) 景観づくりに取り組む空間

- ・ まちの空間は、公共施設（道路、河川、公園、公共建築物、JR大船渡線等）や民間の建築物、自然景観などによって構成されており、その所有関係によって「公共空間」と「私的空間」に分けられます。
- ・ また、私的空間の中でも、道路等から見える塀や生垣、建築物の屋根や外壁等の「境界空間」は、極めて公共性が高く、まちの景観形成において非常に重要な役割を担っています。
- ・ よって、本ガイドラインでは、「境界空間」と「公共空間」の景観づくりに関して工夫いただくポイントをまとめています。

【沿道における境界空間と公共空間の関係】



【沿道（まちかど）における境界空間と公共空間の関係】

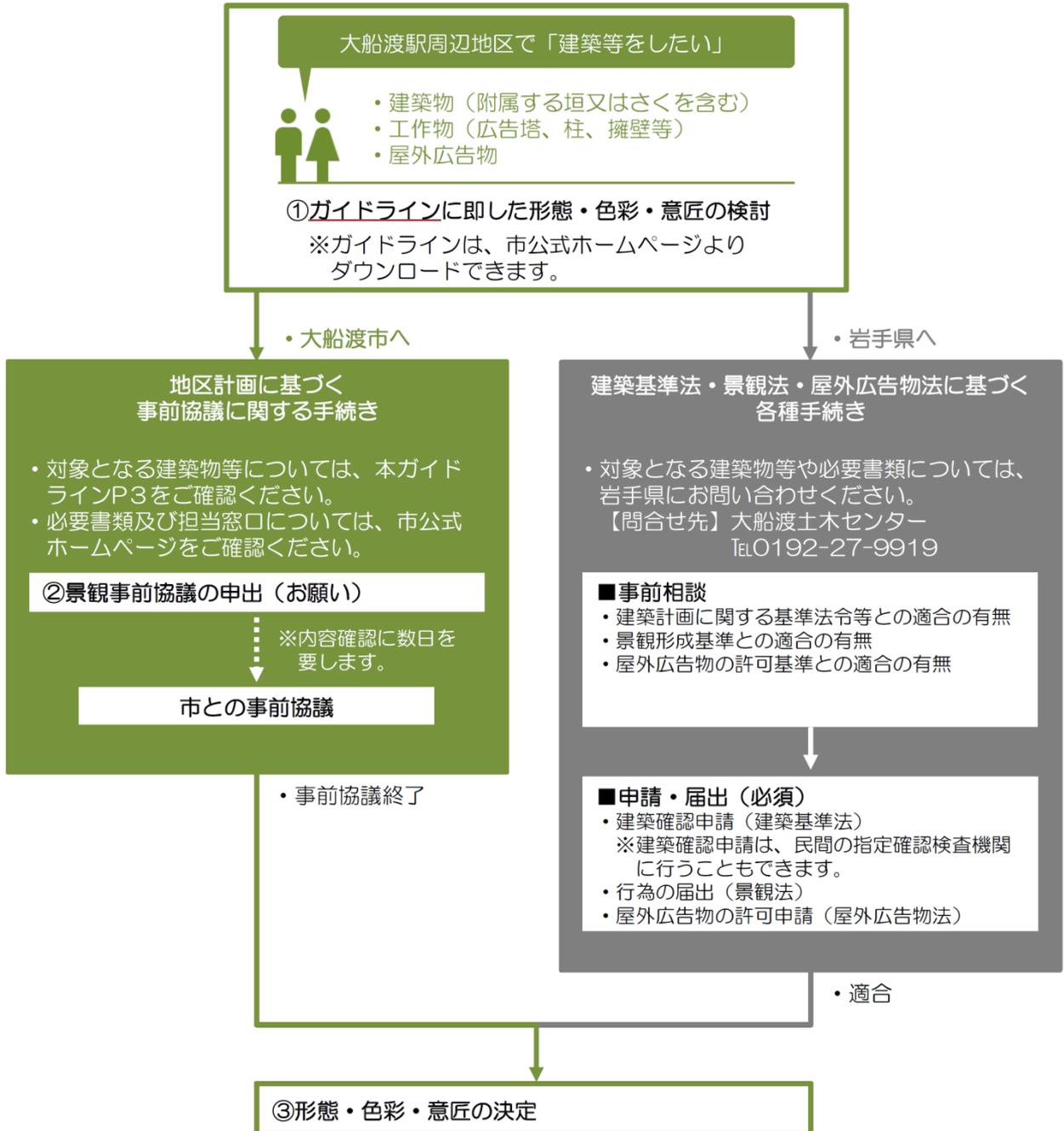




4. 事前協議の手続き

- ・大船渡駅周辺地区において、一定要件に該当する建築物の建築行為等を行う際には、形態・色彩・意匠について、市と事前協議を行っていただくようお願いします。

【手続きの流れ】





1. 境界空間の景観づくり

1-1. 背景を空間の一部として利用する（借景）

1-1-1. 色彩に関する事項

（1）基本的な考え方

- ・自らが私的空間において「心地良いと感じる景観」をつくろうとするとき、その背景に見える山並み（大船渡独自の景観要素）や、建築物、工作物、屋外広告物が景観に与える影響は、非常に大きいものです。
- ・また、このことは、同じく私的空間において「心地良いと感じる景観」をつくろうとするだけかにとっても同様であり、自らがつくる建築物等も、他のだれかがつくる建築物等も、背景となる山並みと相互に調和し、連続性のある景観（※）を形成していることが大切です。
- ・そのため、屋根や外壁の色には、大船渡の自然色に調和する「推奨色」（P10）を使用し、背景の山並みや自らがつくる景観が、「心地良いと感じる景観」となり、地区で暮らす人々が共有できる財産になるようにしましょう。

【居住地区のイメージ】

- ・周辺に配慮しつつ、建築物の形態・意匠を工夫すると、街並みに豊かな表情が生まれる効果が期待できます。



【商業業務地区のイメージ】

- ・自然や街並みに調和した外壁色には、シンプルな文字サインでも魅力的に映る効果が期待できます。



（2）景観づくりのポイント

① 建築物の外壁や屋根・屋上の色彩

- ・建築物の外壁や屋根・屋上の色彩は、背景の山並みとの調和や、同じ通りに面した建築物との連続性を考慮して、蛍光色を用いず、かつ、推奨色（P10）の中から、好みの色彩を使用しましょう。
- ・ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

ア. 建築物の屋根や外壁の一部に使用するもので、周辺の景観及び建築物全体の色彩と調和していると感じられる場合

イ. 地産材など地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると感じられる場合

ウ. 遊具等の建築物をまとめて設置するもので、地区にふさわしいにぎわいの演出に寄与と思われる場合

エ. 設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、地区にふさわしいにぎわいの演出に寄与と思われる場合

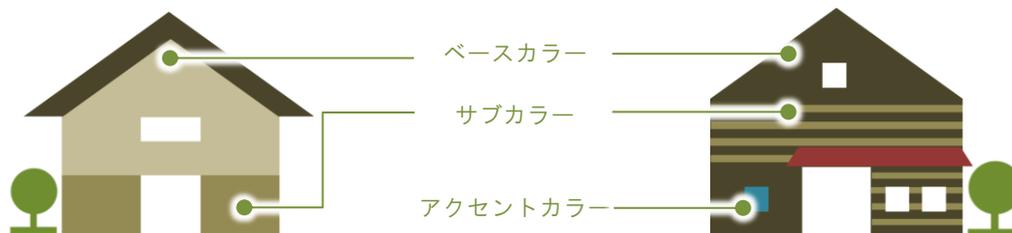
オ. 地区の景観づくりに支障がないと思われる場合

※ 「連続性のある景観」とは、統一性と適度な変化がありつつも、類似調和を基本として全体としての秩序が保たれている状態のことをいいます。



配色のポイント

- ・ ベースカラー（※1）とサブカラー（※2）の配色や割合を工夫すると、建築物の外観が引き締まります。
- ・ また、特に商業・業務系の建築物については、一部にアクセントカラー（※3）を効果的に使うと、より建築物の外観が引き締まります。



【住宅系の建築物の場合】
例) 類似した色・異なる材質を対比させ、変化をつける。

【商業・業務系の建築物の場合】
例) 壁面の同色調のルーバー（羽板）で分節化し、軽快に見せる。

② 工作物の色彩

- ・ 工作物の色彩は、自らの建築物や、背景の山並みとの調和や、同じ通りに面した建築物との連続性を考慮して、蛍光色を用いず、かつ、推奨色（P10）の中から、好みの色彩を使用しましょう。
- ・ ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- ア. 同一敷地内の建築物の形態・色彩・意匠と調和していると感じられる場合
- イ. 次のいずれかに該当すると思われる場合
 - ・ 広域の範囲で統一した形態・色彩・意匠であり、地区の景観形成に寄与するもの
 - ・ 小規模なもので地区の景観づくりを阻害しないもの
- ウ. 同じ通りにふさわしい1階部分のにぎわいに寄与するものと思われる場合
- エ. 遊具等の工作物をまとめて設置するもので、地区にふさわしいにぎわいの演出に寄与すると思われる場合
- オ. 金属等の素材の色彩又は鋳物（これに類するものを含むで、推奨色（P10）の色相が青緑（5 B G程度）、明度が3、彩度が6程度で、地区の景観づくりに支障がないと思われる場合
- カ. 無彩色のうち、推奨色（P10）のN3程度の場合
- キ. 設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、地区にふさわしいにぎわいの演出に寄与すると思われる場合
- ク. 地区の景観づくりに支障がないと思われる場合

※1 ベースカラーとは、外観の大部分を占める色で、建築物のイメージを左右する色です。
 ※2 サブカラーとは、建築物の特徴づけをする色で、ベースカラーの類似色や異なる素材を用います。
 ※3 アクセントカラーとは、建築物を引き締める色で、主に看板や庇、オーニング（日除け）などに用いる色です。



大船渡の自然色に調和する推奨色

■推奨色の考え方

- ・大船渡駅周辺地区の建築物等の彩色イメージは、これまで大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会での話し合いや市議会への説明を経て、背景となる「大船渡の豊かな自然環境の色」と調和し、市民にもなじみやすい色を推奨することとしています。
- ・背景となる「大船渡の豊かな自然環境の色」とは、主として赤崎方面（今出山、大股山）及び加茂神社、氷上山と、それらが持つ植物や土の色に由来する緑色や黄色・茶色系の色相が基調となっています。こうした色相と調和させることが、地域の風土と一体となった広がりのある「洗練された落ち着きを感じさせる色彩景観」の形成につながります。

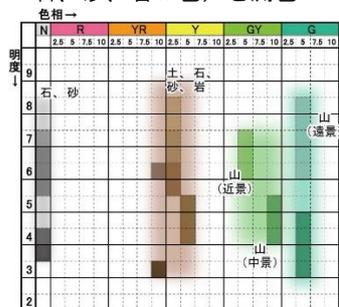
大船渡の色彩の特性・設計の考え方

■大船渡ナチュラル・モダン

- ・海や山に囲まれた大船渡の豊かな自然景観
- ・自然の気配が感じられる建築物等の構造、植栽等の環境演出
- ・なじみ深い「和」と新しさを感じさせる「モダン」なデザイン
- ・コスト及び更新性に配慮した合理的な工法が可能なデザイン

大船渡の自然から抽出した色彩要素

■まちの背景色（山並み、土、石、砂、岩の色）を測色



建築物等の色彩設計の考え方

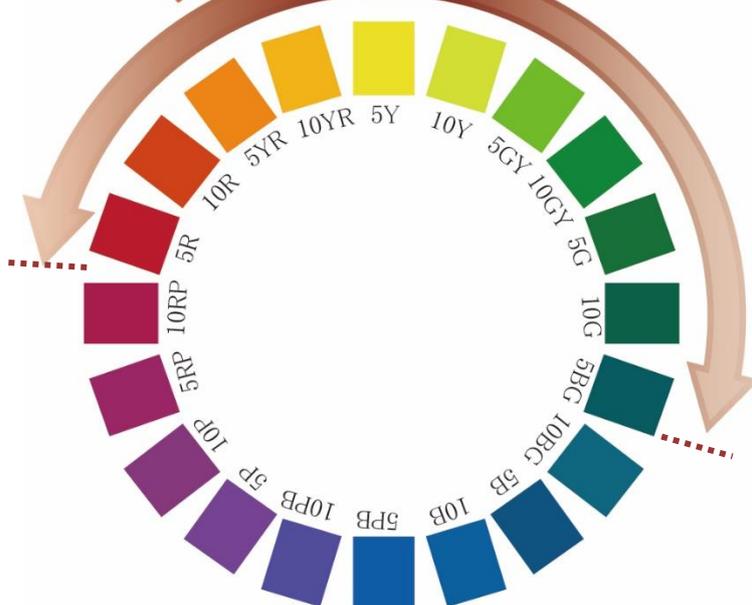
■色相

- ・大船渡の大地色である山並み、土、石、砂、岩の色相に揃え、地域の風土色に建築物等の色味を違和感なく融和させる。

■明度・彩度

- ・背景となる大船渡の山並みの明度・彩度になじむ色調とする。

推奨する色相の概ねの範囲



- ・大船渡駅周辺地区においては、周辺の自然環境等と調和する色相として、黄色（Y）・黄赤色（YR）・黄緑色（GY）及びそれに近い色（赤色（R）、緑色（G））を推奨します。

- ・ただし、色相と併せて明度・彩度も推奨範囲を設定しますので、いわゆる「原色に近い色」は推奨範囲の対象外となります。



推奨色

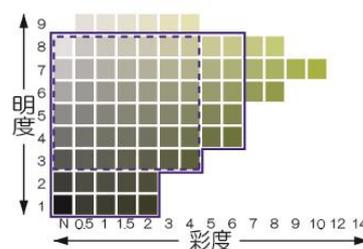
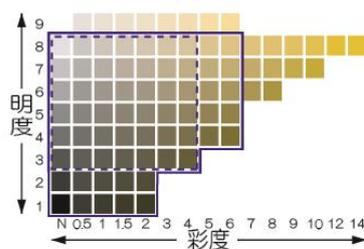
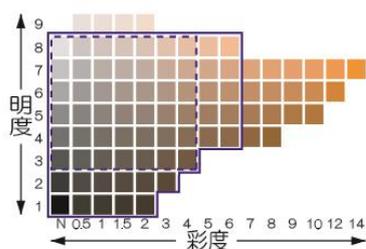
低層部（宅地盤面より高さ10m以下）		
色相	明度	彩度
2.5YR~10YR	4~8	6以下
	3	4以下
	2	3以下
	1	2以下
2.5Y~10Y 5GY~10GY	4~8	6以下
	3	4以下
	1~2	2以下
2.5R~10R	2~8	4以下
	1	3以下
2.5G~10G	3~8	2以下
2.5BG~5BG	2	1.5以下
	3~8	2以下

高層部（宅地盤面より高さ10m超）		
色相	明度	彩度
2.5YR~10YR	3~8	4以下
2.5Y~10Y 5GY~10GY	3~8	4以下
2.5R~10R	3~8	4以下
2.5G~10G	3~8	1.5以下
2.5BG~5BG	3~8	1.5以下

黄赤(YR)系の色相

黄(Y)系の色相

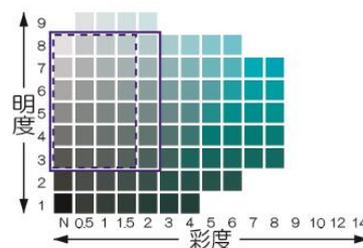
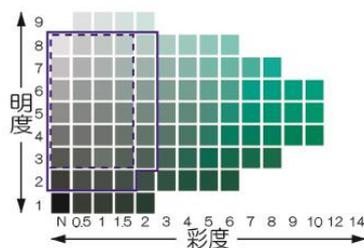
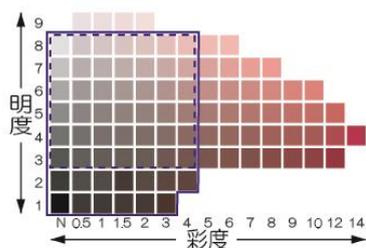
黄緑(GY)系の色相



赤(R)系の色相

緑(G)系の色相

青緑(BG)系の色相



□ 概ね高さ10m以下の部分の推奨範囲 □ 概ね高さ10mを超える部分の推奨範囲

■ 低層部・高層部の推奨する色彩の範囲の代表例

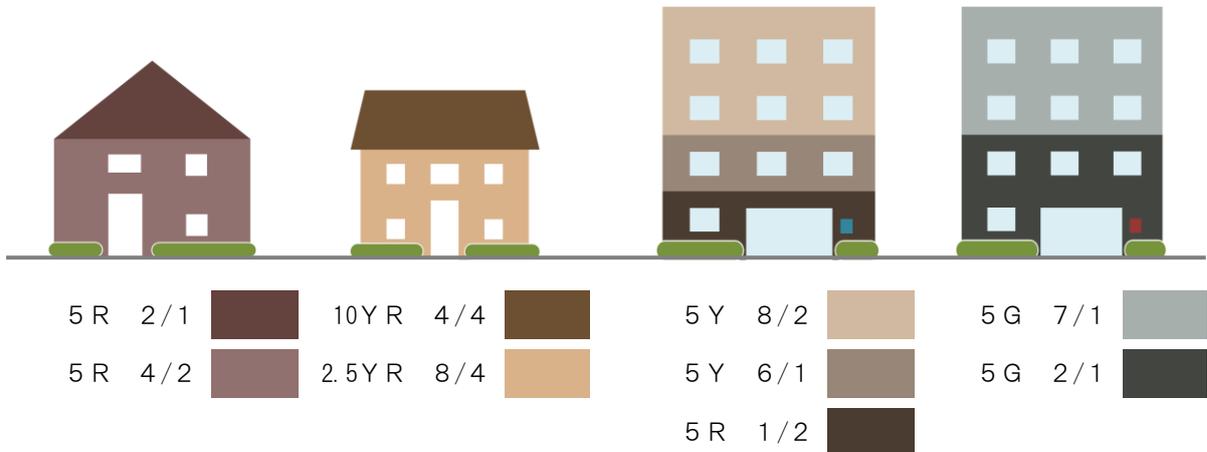
10m以下の部分	10mを超える部分	5GY8/1 [35-80B]	10YR8/1 [19-80B]	2.5Y8/1 [22-80B]	10YR5/1 [19-50B]	2.5Y5/1 [22-50B]	5R4/1 [05-40B]	5GY5/1 [35-50B]
		5GY8/2 [35-80D]	10YR8/2 [19-80D]	2.5Y8/2 [22-80D]	10YR5/2 [19-50D]	2.5Y4/2 [22-40D]	5R4/2 [05-40D]	5GY5/2 [35-50D]
		5GY7/2 [35-70D]	10YR7/2 [19-70D]	2.5Y7/2 [22-70D]	10YR4/2 [19-40D]	2.5Y5/2 [22-50D]	5R6/3 [05-60F]	5GY4/2 [35-40D]
		5GY8/4 [35-80H]	10YR8/3 [19-80F]	2.5Y8/4 [22-80H]	10YR4/4 [19-40H]	2.5Y5/4 [22-50H]	5G5/1 [45-50B]	7.5GY5/2 [37-50D]
		5GY7/4 [35-70H]	10YR7/3 [19-70F]	2.5Y7/4 [22-70H]	10YR5/4 [19-50H]	2.5Y4/4 [22-40H]	5B6/1 [55-50B]	5GY5/4 [35-50H]
		2.5GY8/4 [32-80D]	10YR8/6 [19-80L]	2.5Y8/6 [22-80L]	10YR6/4 [19-60H]	5Y6/2 [25-60D]	5G4/2 [45-40D]	7.5GY5/6 [37-50L]
		7.5GY7/4 [37-70H]	10YR7/6 [19-70L]	2.5Y7/6 [22-70L]	10YR3/2 [19-30D]	5Y3/2 [25-30D]	5R3/2 [05-30D]	7.5GY3/4 [37-30D]



■ 推奨する色彩を用いた配色の事例

宅地盤面より高さ 10m 以下の建築物

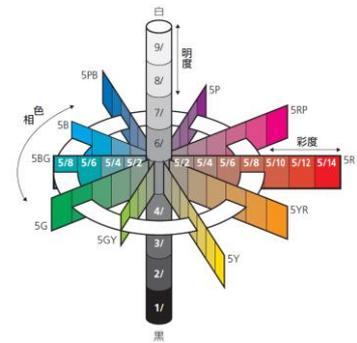
宅地盤面より高さ 10m 超の建築物



■ 参考) マンセル表色系

(1) マンセル表色系について

- ・一般に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。
- ・このため、本ガイドラインでは、日本工業規格（JIS）にも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。
- ・マンセル表色系では、ひとつの色彩を「色相（しきそう）」、「明度（めいど）」、「彩度（さいど）」の3つの尺度の組み合わせによって表し、これを色彩の三属性といいます。



マンセル表色系のしくみ

(2) 色彩の三属性（色相、明度、彩度）について

① 色相

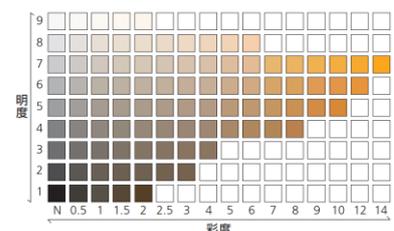
- ・色あいを表します。
- ・10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までを組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

② 明度

- ・明るさを0から10までの数値で表します。
- ・暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

③ 彩度

- ・鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。
- ・鈍い色ほど数値が小さく鮮やかな色ほど数値が大きくなります。



明度と彩度



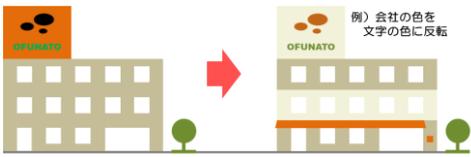
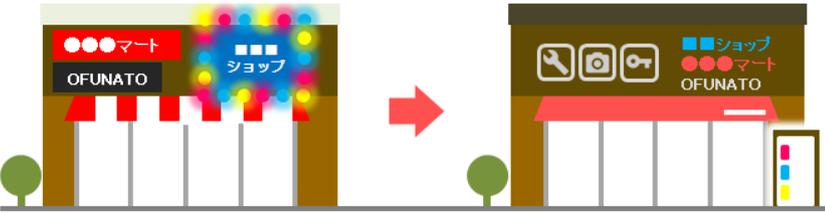
1-1-2. 屋外広告物に関する事項

(1) 基本的な考え方

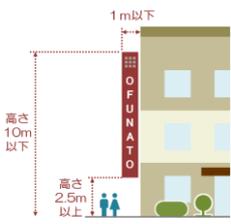
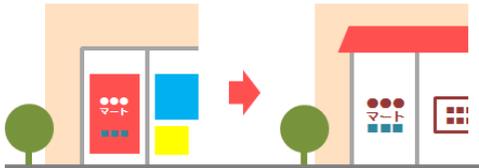
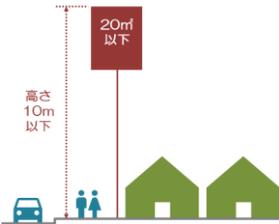
- ・ 秩序なく屋外広告物が氾濫すると、地区で暮らす人々による景観づくりに支障をきたします。
- ・ そのため、屋外広告物は、秩序ある広告景観をつくることに留意し、質の高い形態・色彩・意匠にしましょう。

(2) 景観づくりのポイント

- ・ 屋外広告物（設置期間が90日以下のものを除く）の表示及び掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）の際には、次のことに配慮しましょう。

<p>表示の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容（自己用広告物）の範囲とし、集合表示にしましょう。 ・ 1敷地内の表示面積の合計は、当該敷地面積の1,000分の5以下を目安として最小限の大きさにしましょう。 ・ 周辺の景観や建築物全体との調和を考慮し、街並みに配慮した配置・高さとするほか、過度の自己主張とならないものにしましょう。 ・ 棟屋サインは避けましょう。ただし、やむをえず棟屋サインを設ける場合は、切り文字又はロゴマーク等により表示しましょう。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>例) やむをえず棟屋サインを設ける場合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>例) 集合表示し、意匠・色調を合わせる</p> </div> </div>
<p>屋外広告物の色</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観や街並みに配慮し、建築物の推奨色と同等の色相・明度・彩度の範囲内に収めながら、広告物としての機能を発揮できるよう工夫しましょう。 ・ コーポレートカラーについても可能な限り、明度・彩度を調整して、事業者のアイデンティティを保ちつつ、周辺の景観や街並みに調和させるよう工夫しましょう。
<p>光源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点滅式及び動く光源の看板・広告物等は設置せず、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないものとしてください（P2地区計画の概要に同じ）。 <div style="text-align: center;">  <p>例) 色彩を抑え周辺と調和させる</p> </div>
<p>音による広告装置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スピーカー等を設置する場合は、防災・安全上必要な場合を除いて、屋外に向けて設置しないでください（P2地区計画の概要に同じ）。



<p>そで看板（フラッグを含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上端の高さは、宅地盤面より高さ10m以下にしましょう。 ・ 下端の高さは、宅地盤面より高さ2.5m以上（※）にしましょう。 ・ 突出幅は1m以下（※）にしましょう。 
<p>壁面看板</p>	<p>■ 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 背景盤面は使用せず、切り文字又はロゴマーク等により表示しましょう。やむを得ず背景盤面を用いる場合は、建築物と調和する色彩とするほか、可能な限り大きさを抑えましょう。 ・ 壁面（窓面含む）における表示面積の合計は、当該壁面の面積の10分の1.5以下にしましょう。 <p>① 宅地盤面より高さ10m以下の箇所に設置等する壁面看板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1箇所あたりの表示面積は20㎡以下にしましょう。 ・ 窓面への設置等は避けましょう。ただし、やむを得ず設置等する場合は、窓面1箇所あたりの表示面積の合計は、当該窓面の面積の10分の5以下にしましょう。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="375 929 845 1131">  <p>例) 切り文字を使用する</p> </div> <div data-bbox="949 918 1428 1131">  <p>例) 店内を隠さず、店内と調和させる</p> </div> </div> <p>② 宅地盤面より高さ10mを超える箇所に設置等する壁面看板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1箇所あたりの表示面積は50㎡以下にしましょう。 ・ 窓面には設置等は避けましょう。 ・ 建築物1棟あたりの表示内容は1種類とし、設置数は2箇所以内にしましょう。 <div data-bbox="1045 1254 1436 1411">  <p>例) 落ちついた高層部の壁面看板</p> </div>
<p>立看板等（可動式のもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1面あたりの表示面積は1㎡以下、1店舗1箇所にしましょう。 
<p>広告塔、広告板</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 背景の山並みの稜線の見え方や、地区で暮らす人々による「心地良い景観づくり」を阻害しないよう、次のことに配慮しましょう。 ア. 1箇所あたりの表示面積は20㎡以下にしましょう。 イ. 上端の高さは宅地盤面より高さ10m以下にしましょう 

※ 公共空間に突出する場合は、別途道路管理者が定める基準を満たす必要があります。



1-2. 緑（植栽）の使い方を工夫する

(1) 基本的な考え方

- ・ 緑（植栽）を配置すると、空間の快適性を高める心理的効果（うるおい、安らぎなど）や、店舗においては人をひきつける効果（集客効果につながるもの）が期待できます。
- ・ 特に、道路等の公共空間に面する部分は、狭いスペースでも印象的に植栽を施し、往来する人と快適な空間を共有できるようにしましょう。

(2) 景観づくりのポイント

① 緑化

- ・ 敷地内は原則として、緑化率10%以上の緑化に努めましょう（岩手県景観計画より）。
- ・ 特に、県道丸森権現堂線及び市道野々田明神前線、市道茶屋前線に面する部分には、道路内の街路樹と並行して植栽（街路樹や緑地などと調和のとれたもの）を配し、道路と敷地が一体となった連続的で緑豊かな街路空間を、往来する人と共有できるようにしましょう。

■参考）岩手県景観計画（抜粋）

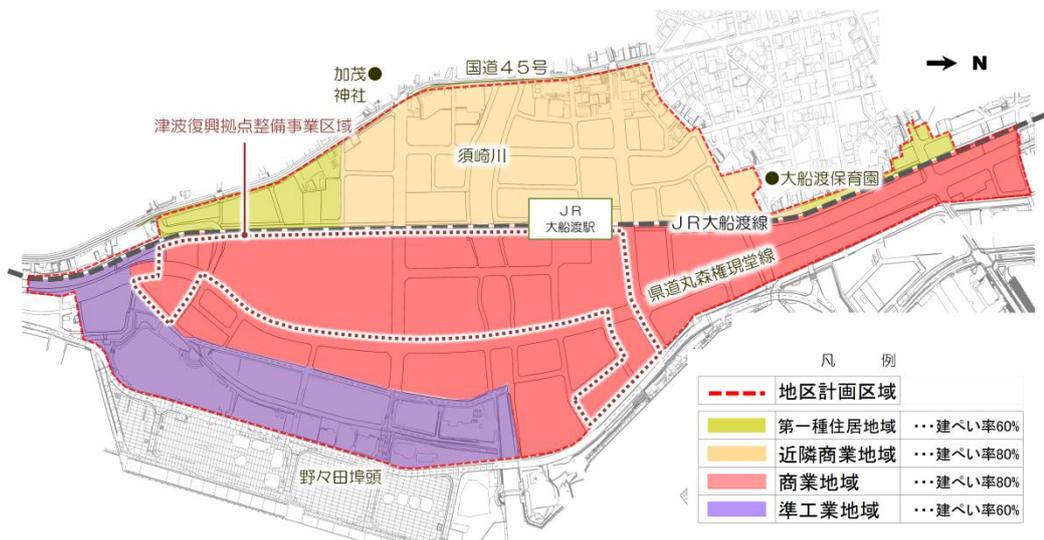
$$\text{緑化率（\%）} = \frac{\text{緑被面積（㎡）}}{\text{敷地面積（㎡）} \times (1 - \text{建ぺい率（\%）})} \times 100$$

（例）敷地面積1,000㎡、建ぺい率80%の場合
 → 緑被面積 = 1,000 × (1 - 0.8) × 10% = 20㎡

【緑被面積】

区分	緑被面積	
樹木	1 m以下の場合	樹冠の水平投影面積の実測値又は 0.5㎡
	1 mを超え 2 m以下の場合	〃 1.5㎡
	2 mを超え 3 m以下の場合	〃 3.5㎡
	3 mを超え 4 m以下の場合	〃 6.0㎡
	4 mを超え 5 m以下の場合	〃 10.5㎡
	5 mを超え 6 m以下の場合	〃 14.0㎡
6 mを超える場合	〃 19.5㎡	
生垣	生垣の延長に0.6mを乗じて算出	

【地区の用途地域と建ぺい率】





■ 緑（植栽）の使い方の例

緑のまとまりをつくる



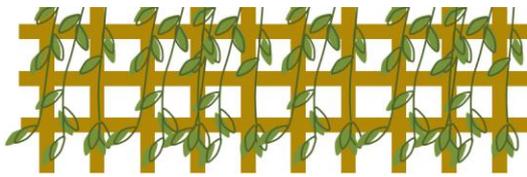
例) 隣地との空き地を連続させて、まとまった緑地帯をつくる

緑を印象的に配置する



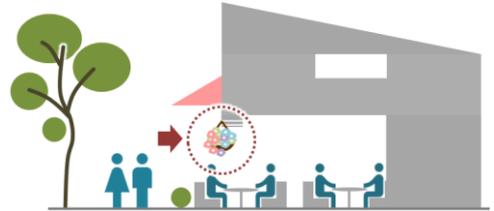
例) まちかどに、視認性を確保しつつ施し、まちの景観イメージを印象づける

緑を這わせる①



例) 狭いスペースでも垣・さくを利用して、植栽を施す

緑を這わせる②



例) ハングングバスケット等により壁面を緑化し、通りに快適性を提供する

地面に緑を這わせる



例) 駐車スペースに緑化ブロックを施し、視覚的な緑のオープンスペースをつくる

緑の庇をつくる



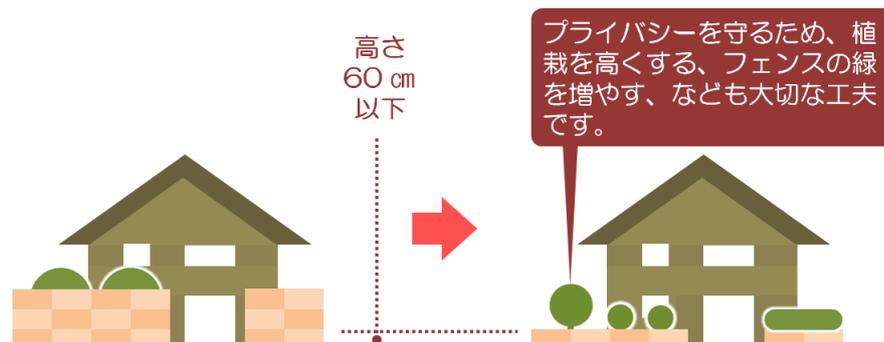
例) 歩道と同様の舗装材によりオープンスペースを設け、人のたまり場をつくり、にぎわいを創出する

② 垣又はさくの構造（P 2 地区計画の概要に同じ）

- ・道路は災害時には避難路となります。
- ・そのため、道路に面する垣又はさく（門柱及び門扉は除く）を設置する場合は、災害時のブロック塀などの倒壊防止を兼ねて、次に掲げるものとしてください。ただし、宅地地盤面より高さ60cm以下の腰積みを併設することを妨げません。

1) 生垣

2) 透視可能なフェンス等を設置する場合で上記と同等の機能を有するよう植栽により美観に配慮し、緑化に努めたもの

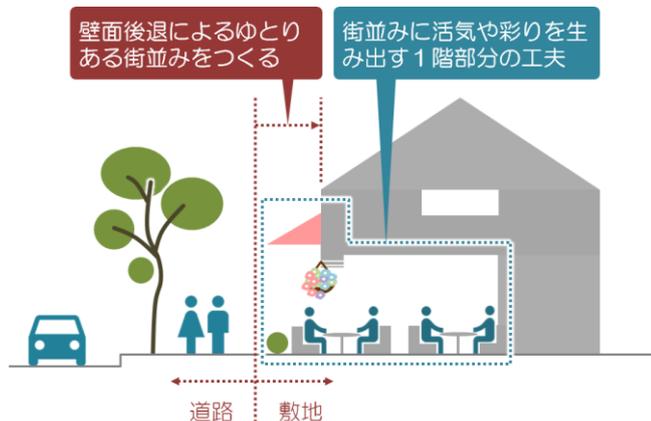




1-3. 建築物等の意匠・位置を工夫する

(1) 基本的な考え方

- ・建築物の1階部分は、通りを往来する人の視線が最も集まる部分であるため、同じ通りに面した建築物とお互いに調和した、連続性のある意匠・位置にしましょう。
- ・特に、商業・業務系の建築物の1階部分は、商業・業務活動に資する利用を図るとともに、個々の店舗が「目で楽しめる」工夫をして、さらに地区のにぎわいを創出するようにしましょう。



(2) 景観づくりのポイント

① 壁面の意匠・位置

- ・道路等の公共空間に面する壁面は、大規模な建築物は特に、分節化や陰影処理をするなど、単調な平滑面とならないように工夫するほか、位置を後退させて、道路等の公共空間と一体となったゆとりの空間を、往来する人と共有できるようにしましょう。
- ・また、壁面後退により生まれた空地は、植栽を配置して往来する人と快適な空間を共有できるようにしたり、広場として開放して店舗と一体となったコミュニティづくりの場とするなど、「心地良い暮らしの景観づくり」に資する空間として活用しましょう。

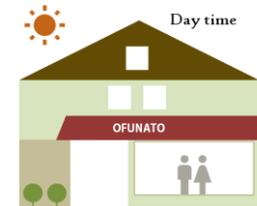
■壁面の意匠・位置の例

住宅系の建築物

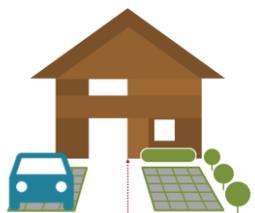


例) 隣地との空地を連続させて、まとまった緑地帯をつくる(再掲)

商業・業務系の建築物



例) 店舗内を見通せるよう工夫するとともに、植栽を設けて、明るく楽しい街並みをつくる



例) 駐車スペースに緑化ブロックを施し、視覚的な緑のオープンスペースをつくる(再掲)



例) 歩道と同様の舗装材・色彩・パターンによりオープンスペースを設けるとともに、人のたまり場をつくり、地区のにぎわいを創出する(再掲)



② 建築物等の付帯設備及び工作物の意匠・位置

- ・道路等の公共空間に面する部分は建築物等の裏側（バックヤード）にならないように工夫しましょう。
- ・特に、建築物等の付帯設備（※1）や工作物（※2）は、景観に与える影響が非常に大きいため、道路等の公共空間に面する位置に設置することを避けましょう。
- ・やむを得ず道路等の公共空間に面する位置に設置する場合は、外壁の色彩と同色にしたり、ルーバー（羽板）や植栽で遮へいするなど、周辺の景観や建築物全体と調和するように工夫しましょう。

■建築物等の付帯設備及び工作物の意匠・位置の例



道路から見えない裏側に配置する



外壁と同色にする

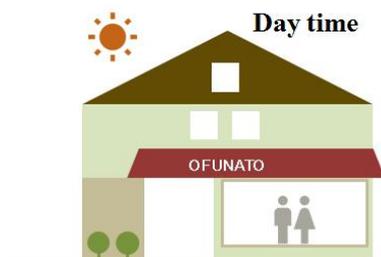


ルーバー（羽板）や植栽で隠す



③ 商業・業務系の建築物の照明

- ・照明は、夜間のまちの安全を支えるとともに、にぎわいや楽しさ、美しさを演出する重要な景観要素です。
- ・商業・業務系の建築物の照明は、3,000ケルビン程度の電球色を用いることを基本として、柔らかく・温かみのある夜間景観を演出するとともに、街並みに配慮しつつ、アクセントとなる色合いの照明を印象的に使用して、地区のにぎわいを演出しましょう。
- ・また、その1階部分は、建築物内部の照明が外部に漏れるようしつらえの工夫を行いましょう。
- ・ただし、点滅式及び動く光源は設置せず、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないものとしてください（P2地区計画の概要に同じ）。



例) 周囲とのバランスに配慮しつつ、往来する人に向けて、日中は屋内が見通せるよう工夫して明るさと楽しさを提供し、夜間は照明の位置や色温度を工夫して雰囲気演出する。

※1 雨どい、室外機、オイルタンク、キュービクル等をいいます。

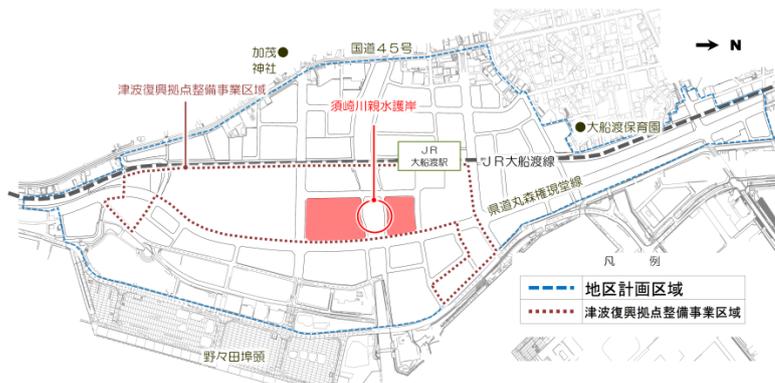
※2 垣又はさく、自動販売機その他これらに類するものを除きます。



1-4. 須崎川親水護岸に隣接する街区づくりを工夫する

(1) 基本的な考え方

- ・大船渡駅周辺地区は市の中心市街地の1つであり、中でも、須崎川親水護岸（以下「護岸」という。）に隣接する街区は、その中心部に位置する「地区のにぎわいを象徴する街区」です。
- ・護岸を活かし、一体として“水辺のある宿場まち”の活気を感じる場、市民の憩いと交流の場をつくりましょう。



(2) 景観づくりのポイント

- ・護岸との連続性が感じられる、居心地の良い快適な空間をつくるため、隣接する街区の建築物等の形態・意匠等は、「1-1. 背景を空間の一部として利用する（P7）」から「1-3. 建築物等の意匠・位置を工夫する（P17）」までの項目に加え、次のことに配慮しましょう。

建築物等の形態・意匠・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸に向かって大きな開口や、護岸と連続した通り抜け通路を設けるなど、護岸に対して圧迫感を与えない形態・意匠にしましょう。 ・護岸に面して一体的に市民が利用できる店舗等の空間を配置しましょう。 ・“水辺のある宿場まち”の活気を感じる場、市民の憩いと交流の場として、全体としての秩序の形成に資する質の高いデザインにしましょう。
外構	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸に向かって開放的な空間を設け、護岸と一体的になぎわいを演出できるようにしましょう。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸からの視線が通る位置には、四季の移ろいを楽しめる植栽を配置しましょう。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・川面への映り込みを意識して、周辺からの眺望・見下ろし景観を演出しましょう。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の歴史や文化が感じられる仕掛けや意匠を工夫しましょう。

■ 景観づくりの例

・護岸に向かった開放的な空間





■ 景観づくりの例

- ・ 護岸に面して一体的に市民が利用できる開放的な空間、店舗等、四季の移ろいを楽しめる植栽の配置
- ・ 護岸と連続した通り抜け通路

【位置図】



①護岸に面した憩いの広場、広場を囲む植栽と店舗



②護岸と連続した通り抜け通路



③駐車場→広場→護岸の導線



④護岸と連続した通り抜け通路



- ・ 全体としての秩序の形成に資する質の高いデザイン
- ・ 地区の歴史や文化が感じられる仕掛けや意匠



例) スカイラインを望めるように建築物等の高さを抑える



例) 屋外広告物は建築物の色彩との調和に配慮する



例) 地区の歴史や文化をデザインに取り入れる

- ・ 川面への見下ろし景観を演出する照明



例) 夜間照明の色は、周囲の灯りと調和したものとする



例) 落ち着いた色の光源を配置し、情緒性のある川面の映り込みを生む



例) 死角や暗がりを抑えつつ、落ち着いた印象の照明配置とする



公共空間の景観づくり

(1) 基本的な考え方

- ・公共空間（道路、河川、公園、公共建築物、JR大船渡線等）に設置する建築物や工作物等の形態・意匠・配置が景観に与える影響は、非常に大きいものです。
- ・そのため、公共空間に設置する建築物や工作物等は、地区で暮らす人々による景観づくりに支障のない形態・意匠・配置としていくことを進めます。
- ・また、須崎川沿いの道路及び橋梁については、須崎川が、市民に親しまれる大切な自然資源であること、地区の暮らしと海とのつながりを感じる空間であることを考慮した形態・意匠・配置を基本とします。

(2) 景観づくりのポイント

- ・公共空間に設置する建築物や工作物等は、「1. 境界空間の景観づくり（P7～P19）」に掲げる項目に加え、次のことを基本的な設え方とします。
- ・ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一した形態・色彩・意匠であるもの若しくは地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りではありません。

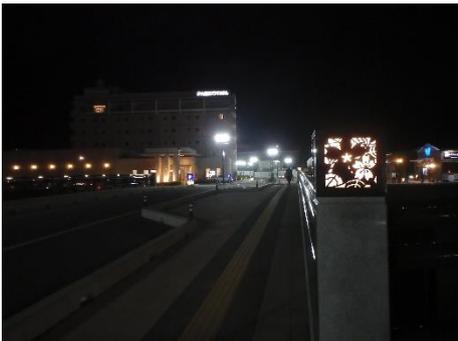
公共空間に関する共通事項

・鉄柱、コンクリート柱、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他施設の附属物となる工作物又はこれらに付随する柱等は、地区にふさわしい形態・意匠・配置とするとともに、色彩は、以下を使用します。

	色名	マンセル記号
	ダークブラウン	10YR 2.0/1.0程度
	ダークグレー	10YR 3.0/0.2程度

例) 津波復興拠点区域内の景観に配慮し、コンクリート柱を区域外に設置



<p>公共空間に関する共通事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 道路標識、道路情報管理施設及び道路の附属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる最小限のものとしします。 歩道等人が往来する箇所の舗装面は、歩きやすさ（段差がない、水捌けが良い等）とにぎわいの演出を考慮した素材・デザインとするほか、連続して植栽帯を設けることを推進します。 	 <p>例) 街並みと人の往来に配慮した歩道デザイン</p>
<p>市道茶屋前野々田線</p>	<ul style="list-style-type: none"> 車道の舗装面の素材やデザインは、歩行者の往来や本ガイドラインに則した建築物のデザインとの調和したものとします。 	 <p>例) 人の往来に考慮した道路の線形</p>
<p>須崎川沿いの道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> 車道の舗装面の素材やデザインは、歩行者の往来や本ガイドラインに則した建築物のデザインとの調和したものとします。 地区の夜間景観を演出するため、川沿いの照明は、温かみのある光源（3,000ケルビン程度）を基本とします。また、その設置にあたっては、川面への映り込みにも配慮することとします。 	 <p>例) 歩行者の往来や通りに面した建築物等のデザインも考慮した道路デザイン</p>
<p>橋梁(明土橋、桜橋、須崎橋、野々田橋)</p>	<ul style="list-style-type: none"> “水辺のある宿場まち”として、須崎川やその区域内的の緑地の存在を感じることができる空間形成に資する形態・色彩・意匠とします。 周辺の夜間景観との調和を図るため照明を設置し、その形態・位置・色合いは、同じ通りに面した照明との連続性を考慮したものとします。 	 <p>例) 親柱に切り絵調(神棚に切り絵を飾る地域文化)の桜(須崎川沿いの桜並木)をあしらう</p>



OFUNATO CITY

大船渡駅周辺地区 景観づくりガイドライン 〈初版〉

発行年月 平成29年11月

発行 大船渡市災害復興局大船渡駅周辺整備室

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

電話 0192-27-3111（代表）
